

○火災警備実施の報告要領について（昭和33年2月24日例規第1号）

〔沿革〕 昭和58年6月例規第12号、31年4月第23号改正

対号 昭和31.11.10奈備ら発第1627号

火災警備活動の強化について

火災発生時における警備活動要領については、対号通ちょうに基き実施中であり、これらに基いて行われている県本部への速報は極めて広範で例えば野小屋1軒の火災についても速報の対象となっているため速報事務が相当煩雑な実情にあるので、この際次のおり速報要領と範囲を整理して事務の簡素化を行ない余力を現場活動の強化に指向することとしたから各位は前記簡素化の趣旨に則り運営に遺憾のないよう配意せられたい。

記

1 署長に対する速報

火災発生に際し現場に到着した警察官（現場指揮官又は先任者）は速やかに別記様式に準じて判明したものから署長に速報し以後逐次追報すること。

なお、警備実施の後、部隊員が作成して署長に報告する警備実施活動状況報告（昭和31.11.10、奈備ら発第1627号「火災警備活動の強化について」）については、従前のおりとする。

2 本部長に対する速報

署長は前記報告に基づき必要な措置を講ずるとともに次に該当する場合に限り本部長（警備第二課）に対し判明したものから逐次同様式により速報することとする。

(1) 「火災警備活動の強化について」（昭和31年11月備ら第1627号）による重要警備地域（別記参照）より出火した場合

(2) 前記以外の地域であっても次号に該当する場合

ア 概ね住家3戸、非住家3戸を基準としてそれ以上に延焼するおそれがあるとき。

イ 山火事で、広範囲に延焼するおそれのあるとき又は人家に延焼するおそれのあるとき。

ウ 死者、負傷者又は行方不明者（消防団員、警察官の場合を含む。）のあることが判明したとき。

エ その他特異事象があつて警備実施上必要と認めたとき。

3 その他

(1) 火災発生については本部長に対する速報の有無にかかわらず月報（警備実施関係月報）報告は従来どおり行うこと。

(2) 昭和31年10月22日付執務資料「火災警備の活動要領」による報告様式並びに同

年4月4日外勤係長会議で指示した報告様式（従来より使用中のもの）は本通達により廃止する。

別記

重要警備地域

- 1 主な国宝、重要文化財又は学校、病院、映画館、工場等の人の出入りする建物のほか公共用の大建築物の所在地域
- 2 密集した市街地で特に道路、水利等消防活動条件の悪い地域
- 3 火災の多発傾向をもつ市街地、山林地帯で現在なおその原因又は条件が除去されていない所
- 4 その他気象の関係から、特殊な事情の起こる蓋燃性のある火災警備上の要注意地域

（別記様式省略）